

公 告 第 8 - 1 号

令 和 8 年 4 月 1 日

東 宝 健 康 保 険 組 合
理 事 長 松 浦 容 子



令和 8 年度任意継続被保険者の標準報酬について

標記の件、下記の通り公告します。

記

1. 令和 8 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、「本人の資格喪失時の標準報酬月額」か「当健康保険組合の平均標準報酬月額（第 27 級 410,000 円※）のいずれか低い額となります。（健康保険法第 47 条【任意継続被保険者の標準報酬月額】の規定による）

※令和 7 年 9 月 30 日現在の当健康保険組合の被保険者全員の標準報酬月額の平均額 401,368 円に基づいて算定。

2. 健康保険料の月額を上記により決定した標準報酬月額に 85/1000 を乗じた額となります。なお、40 才以上 65 才未満の方については、別途、「介護保険料」として同じ標準報酬月額に 16/1000 を乗じた額を徴収いたします。また令和 8 年 4 月より新たに「子ども・子育て支援金」として同じ標準報酬月額に 2.3/1000 を乗じた額を徴収いたします。

以 上